

官業民営化等WGヒアリング調査票(公的施設等の整備・管理・運営)

[所管省庁名： 文部科学省]

1. 名称	国立女性教育会館
2. 根拠法令	独立行政法人国立女性教育会館法第3条、第10条
3. 実施主体	(独) 国立女性教育会館
4. 従事者数	役員2名、職員28名
5. 予算額	運営費交付金 718百万円、施設整備費補助金 25百万円 (平成16年度)
6. 事業の内容	<p>女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査・研究及び情報提供等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成を促進。</p>
7. 民間移管の具体的な内容	<p>国立女性教育会館は、従来より事務・事業の効率化を図る観点から、警備・清掃など定型的な業務については民間委託を実施。特に、独立行政法人化以降は、受付・案内業務についても法人としての判断や女性教育に関する専門的知識を要する業務を除き、民間委託を拡大。</p> <p>【現状】</p> <p>(1) 独立行政法人化以前からのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設設備の運転保守点検管理業務 ②警備業務 ③清掃業務 ④構内庭園等の維持管理業務 ⑤電話交換業務 ⑥宿泊準備等業務 ⑦洗濯及びリネンサプライ業務 ⑧食堂業務 <p>(2) 独立行政法人化以降に拡大したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受付・案内業務 (本館、研修棟) <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込み受付 ・利用者カードの管理、データ入力 ・宿泊室の管理 (鍵の受渡、管理) ・研修棟の施錠、解錠 ・研修用具等の管理、貸出 ・研修室の点検、管理 ②プール監視業務
8. 更なる民間開放についての見解	<p>国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、国の動向や時代のニーズに対応しつつ地方や民間では行われていない先駆的かつモデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。</p> <p>具体的には主催事業として、①女性教育指導者等の実践的な研修、②女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究、③女性及び家庭・家族に関する情報の収集・整理・提供、④女性関連施設及び女性関連団体等のネットワーク・交流の拠点としての役割と機能を有しており、これらの機能が有機的に連携し一体となって取り組まれることによって、女性教育のナショナルセンターとしての役割を担ってきたところである。</p> <p>これらは、①男女共同参画社会の形成に向けた国の施策と密接に関連するとともに、②女性教育に関する高度の専門性を求められるものであり、民間委託には馴染まない業務である。</p>

8. 更なる民間開放についての見解	<p>また、会館では、女性教育に関する自主的な学習・研修を目的とする女性教育関係者を受け入れ、研修の機会を提供している。この研修等を行うに当たっては、高い専門性を有する会館職員が、プログラムの企画段階からきめ細かな助言・指導等を行うとともに、プログラム内容に応じて講義等を行うなど、利用者が質の高い研修成果を得られるよう支援している。これは、民間の宿泊施設では行い得ないものであることから、完全民間委託は馴染まない。</p> <p>仮に、宿泊施設等を民営化した場合は、会館が主催する研修事業や交流事業の参加者の宿泊施設や研修施設が確保されない等の問題が発生するとともに、上記の理由から研修等の質の低下を招くことになり、我が国の男女共同参画社会の形成に多大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>なお、国立女性教育会館では、本来業務に支障がない範囲においては、効率化の促進の観点から、積極的に民間への委託を実施しているところであり、現在、施設の維持管理に関しては、殆どの業務を外部委託しているところであるが、今後更に、以下の業務についても民間委託を予定していくところ。</p> <p>【今後の民間委託の予定】</p> <ul style="list-style-type: none">①受付・案内業務<ul style="list-style-type: none">・施設使用料金の収納業務②電算システムの保守業務
-------------------	---

独立行政法人国立女性教育会館について

男女共同参画社会の形成と女性教育の振興

○社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる豊かで活力ある社会づくりのため、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題。政府全体で取組を推進。

※男女共同参画社会基本法（平成11年6月）

・男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）

※男女共同参画基本計画（平成12年12月）

・重点項目のひとつとして教育を位置付け

・国立女性教育会館の事業の充実等

○男女共同参画は、国連を中心に推進されている世界的な共通目標。



○男女共同参画を推進する上で、女性教育（女性がその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけるとともに、男女双方に対し男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるための教育活動）の推進は極めて重要。



国立女性教育会館の役割

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、

- 研修、調査研究、情報、交流の4つの機能を有機的に連携させることにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成を促進。
- 国内外の女性関連施設・機関、女性教育団体等の中核的拠点として、関係機関等との連携と調査研究や研修等の成果の普及を推進。

【主な事務・事業】

- ・女性教育指導者等に対する先駆的・モデル的研修の実施
- ・女性教育の専門的な調査、学習プログラムや教材の開発
- ・女性教育に関する国内外の情報を収集・提供
- ・女性団体等のネットワーク形成と交流促進 等

普及

連携

普及

女性教育関係団体

国外内の女性関連施設

地方自治体

国立女性教育会館における民間委託の状況

独立行政法人化前	独立行政法人化後(現状)	今後の予定
<p>① 施設設備の運転保守点検管理業務 ② 警備業務 ③ 清掃業務 ④ 構内庭園等の維持管理業務 ⑤ 電話交換業務 ⑥ 宿泊準備等業務 ⑦ 洗濯及びリネンサプライ業務 ⑧ 食堂業務</p>	<p>① 施設設備の運転保守点検管理業務 ② 警備業務 ③ 清掃業務 ④ 構内庭園等の維持管理業務 ⑤ 電話交換業務 ⑥ 宿泊準備等業務 ⑦ 洗濯及びリネンサプライ業務 ⑧ 食堂業務 ⑨ 受付・案内業務(本館、研修棟) ·利用申込み受付 ·利用者カードの管理、データ入力 ·宿泊室の管理(鍵の受渡、管理) ·研修棟の施錠、解錠 ·研修用具等の管理、貸出 ·研修室の点検、管理 ⑩ プール監視業務</p>	<p>① 施設設備の運転保守点検管理業務 ② 警備業務 ③ 清掃業務 ④ 構内庭園等の維持管理業務 ⑤ 電話交換業務 ⑥ 宿泊準備等業務 ⑦ 洗濯及びリネンサプライ業務 ⑧ 食堂業務 ⑨ 受付・案内業務(本館、研修棟) ·利用申込み受付 ·利用者カードの管理、データ入力 ·宿泊室の管理(鍵の受渡、管理) ·研修棟の施錠、解錠 ·研修用具等の管理、貸出 ·研修室の点検、管理 ⑩ プール監視業務 ⑪ 雷算システムの保守業務</p>

※引き続き会館が行う業務
 ·利用者の受入決定に関する業務
 ·利用者の研修に関する相談(指導・助言、情報提供等)業務
 ·研修等についての苦情処理に関する業務

独立行政法人の運営する研修宿泊施設については、国が所有するのではなく、民間から賃借することを原則とすべきではないか。

(答)

1 国立女性教育会館は、単なる宿泊研修施設ではなく、女性教育のナショナルセンターとして、女性教育に関する専門的知見を有する職員を配置し、①女性教育指導者等の実践的な研修機関、②女性教育に関する専門的・実践的な調査研究機関、③女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センター、④女性関係機関・団体等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割を担っている。

2 女性関連施設や女性関係団体等の指導者層を対象とした広域的な研修を行うには、受講者の職務や勤務状況等を考慮し、その内容を精選したとしても体系だった一定のボリュームが必要である。そのためには、一定期間職場を離れて集中的に研修することが効果的である。

また、質の高い研修を行うためには、優れたプログラムと人材（講師、ファシリテーター）や資料（情報）及び一定期間研修するにふさわしい環境が揃っていることが大事であり、これらの機能を有する国立女性教育会館において研修することが最適である。

3 なお、女性教育指導者等が一ヶ所に集まって、ともに学び議論し交流することは、指導者の質的向上とあわせて、人的ネットワーク形成を促し、広域的な事業展開を図る上からも重要である。

特に、男女共同参画は、「生き方」や「価値観」など人間の本質に迫る問題でもあり、参加者同士が寝食を供にし徹底的に意見交換や情報の共有化を図ることにより、効果が得られるものであり、宿泊研修を行う必要性が高い。

実際、利用者は、夜間の時間を利用して利用者間での交流を活発に行っており、夜間の談話室やミーティングルーム等を利用する団体の割合は79.4%に上っている。

4 国立女性教育会館では、会館を利用する女性教育指導者等が質の高い研修を行うことを促進するため、女性教育に関する専門的知見を有する職員が、①事前に十分な研修プログラムの相談や男女共同参画に関する国内外の最新の情報提供等を行うとともに、②事業課や情報課は、利用者の相談に隨時対応できるよう相談窓口を設置するなど、利用者の効果的な研修の実施を支援している。

このような業務は、ホテル等の宿泊施設において効果的に実施することは困難である。

5 仮に、民間から賃借した場合は、

① 民間の判断で宿泊者を決定するため、会館の主催事業への参加者や女性教育に係る自主的な研修のための受入団体を優先・優遇することができなくなり、会館の本来業務に支障をきたす。

② 本来、研修と宿泊は一体のものであるが、宿泊が切り離されることにより、夜間における研修・交流など、効果的な研修のために必要な配慮がされなくなる。

③ 民間は採算性の観点から宿泊料金を上げざるを得ず、例え女性教育関係者は廉価としても全体としては利用者の減少を招き、女性教育の振興を図る上で本来、参加すべき対象者が参加できなくなるなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼす。

等の問題が生じることから、民間が運営する宿泊施設を賃借することはできない。

①国立女性教育会館の平成15年度の利用状況

○宿泊施設の利用状況

	利用状況	宿泊室利用率(※)
宿泊利用者数	32,659人	31.8%

※宿泊室利用率：年間宿泊室利用数÷宿泊室数÷開館日数×100%

○一日当たりの利用状況

	利用状況	一日当たり利用状況(※)
宿泊延べ利用者	66,218人	
日帰り利用者数	40,835人	
計	107,053人	322人

※一日当たり利用状況：延べ利用者数÷開館日数

②国立女性教育会館の平成15年度収支の内訳

(単位：千円)

	主催事業	受入事業	合計
収入	2,969	61,338	64,307
支出	431,492	155,781	587,273
収支差	△428,523	△94,443	△522,966

※主催事業とは、国立女性教育会館が行う研修事業、調査研究事業、情報事業、交流事業とする。

※受入事業の支出額は、施設の改修、修繕に係る費用を除く。

※一般管理費、受託事業費を除く。

民間譲渡ではなく民間委託の場合には、委託契約により「国策の実施の保証」は得られるのではないか。

(答)

1 国立女性教育会館は、国の動向や時代のニーズに対応し、地方や民間では行われていない先駆的かつモデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。

これらの業務を行うには、専門的な知識の蓄積とその分野の研究者や各地域の女性関連施設・団体等との幅広いネットワークが求められる。

2 さらに、男女共同参画社会の形成は世界的な目標であり、国立女性教育会館は、アジア地域における最初の女性教育のナショナルセンターとして設置され、中国や韓国及びフィリピン等のモデルとなるとともに、各国の女性指導者の育成や女性教育に関する共同研究の実施など、アジア地域の男女共同参画を推進する中核的役割を担っている。

3 これらの役割は、男女共同参画社会の形成に向けた国の施策と密接に関連しつつ、高度な専門性に基づく国内外の関係機関との相互の信頼関係とネットワークを形成することにより、初めて実施可能となるものであり、委託契約でもって担保できる性格のものではないことから、国立女性教育会館の業務全てを民間委託することはできない。

4 なお、前述のとおり、国立女性教育会館では、会館の本来業務に支障がない範囲において民間委託を実施してきたところであり、①施設設備の運転保守点検管理業務、②警備業務、③清掃業務、④構内庭園等の維持管理業務、⑤電話交換業務、⑥受付・案内業務（利用申込み団体・グループの決定、利用者の研修相談、施設使用料金の収納業務を除く）、⑦宿泊準備等業務、⑧洗濯及びリネンサプライ業務、⑨プール監視業務、⑩食堂業務については、既に民間委託を行っている。

さらに、今後は施設使用料金の収納業務や電算システムの保守業務についても、民間委託を拡大することとしている。

本館が主催している研修事業および交流事業の概要（研修事業及び交流事業の事業名、対象者、予定定員及び参加実績。）を示されたい。特に、これら事業と同種または類似する研修事業を民間の女性教育団体が文科省の国庫補助を受けて実施していることはないか。もしもあるのであれば両者の関係はいかなるものと理解すべきか。

(答)

- 1 国立女性教育会館が行う研修事業、交流事業の概要については、別紙のとおりである。
- 2 文部科学省の国庫補助事業は、女性教育団体の自主性を尊重しつつ、これらの団体が行う社会公共的に意義のある事業に対して必要な経費を補助することにより、我が国の女性教育団体の振興を図ることを目的としている。
平成16年度は、全国規模の女性教育団体のうち、4団体5事業に対し助成しているところであるが、いずれの事業もそれぞれの団体の設立の趣旨・目的に基づく事業であり、構成員を海外に派遣し研修を積ませるなど資質・能力の向上を図る事業、または、広く一般の参加者に対する事業であり、国立女性教育会館が行う女性教育指導者を対象とした研修事業、交流事業とは異なるものである。
- 3 なお、本国庫補助事業については、平成16年度限りで廃止することとしたところである。

別紙

国立女性教育会館主催事業の概要（平成15年度）

<研修事業>

事業名	対象者／定員	参加者数(応募者数)
1 女性関連施設職員のためのセミナー	<対象者> ・就任2年未満の職員 ・就任2年未満の館長 <定員> 100人 20人 計 120人	103人(104人) 24人(40人) 計 127人(144人)
2 子育てネットワーク研究交流協議会	<対象者> ・子育てネットワーク、子育てサークルの指導者 ・家庭教育、子育て支援関係の行政担当者 ・幼児教育、保育担当者 ・家庭教育アドバイザー ・子育て支援に関する専門家（カウンセラー、医師、研究者等） ・子育て支援ボランティア、NPO関係者 <定員> 国立女性教育会館 100人 福岡県 100人 東京都 250人 大阪府 300人 計 750人	109人(140人) 200人(200人) 307人(307人) 332人(332人) 計 948人(979人)
3 男女共同参画のための学校教育セミナー	<対象者> ・幼・小・中・高等学校（特殊教育を諸学校を含む）の管理職、教員 ・各都道府県・市教育委員会、教員センター指導主事 <定員> 120人	124人(125人)
4 女性のエンパワーメント支援セミナー	<対象者> ・女性教育行政担当者 ・女性教育団体、NPO等の指導者 <定員> 100人	109人(120人)
5 女性関連施設相談担当者実務研修	<対象者> ・女性関連施設の相談業務担当者 <定員> 60人	93人(114人)

事業名	対象者／定員	参加者数(応募者数)
6 男女共同参画学習推進フォーラム	<p>・女性教育団体、NPO等の指導者</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	304人(304人) 190人(190人) 79人(79人) 2,895人(2,895人) 計 3,468人(3,468人)
7 公開講演会	<p>・女性教育指導者、テーマに関心のある者</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	449人(449人) ※この他、女性関連施設等全国54ヶ所で教育情報衛星ネットワークを活用し参加
8 国際女性情報処理研修	<p>・E S C A P 加盟国・準加盟国のうちのODA対象国及び日本の行政担当者、NGOの指導者</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	29人<22カ国>(92人<26カ国>)
9 女性の教育推進セミナー	<p>・アジア・アフリカ諸国の女子・女性教育担当行政官</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	10人<8カ国>(11人<8カ国>)

<交流事業>

1 女性学・ジェンダー研究フォーラム	<p>・研究者、女性教育団体等の指導者、行政担当者</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	1,773人(1,773人)
2 ヌエック2003・全国交流フェスティバル	<p>・女性教育団体の指導者、行政担当者等</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	665人(665人)
3 女性情報国際フォーラム	<p>・E S C A P 加盟国等の女性情報担当者、研究者、行政関係者、女性教育団体指導者</p> <p>・北海道静内町公民館 300人 兵庫県立男女共同参画センター 250人 兵庫県立嬉野台生涯教育センター 100人 くまもと県民交流館 500人 計 1,150人</p>	110人(139人)